# 時事新報

第千四百七號
明治十九年十月十五日（金曜日）
舊丙戌九月十八日（戊申）
日出午前六時零七分　日入午後五時二十四分
月出午後六時五十七分　月入午前七時四十一分
滿潮午前六時四十九分　午後七時零五分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
時事新報社より直接に郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ遞送料ヲ申受ク



時事新報廣告料前金一行ニ付

| 一行廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上十五日迄 | 十六日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 自一行至十行 | 十錢 | 八錢 | 七錢二厘 | 六錢八厘 |
| 自十一行至三十行 | 九錢 | 七錢 | 六錢三厘 | 五錢九厘五毛 |
| 三十一行以上 | 八錢 | 六錢五厘 | 五錢八厘五毛 | 五錢五厘 |


## 時事新報

### 外交の輕重は貿利に在て存す

西洋の人が東洋諸國に往來するは貿易商賣の利を利するの外あらざれば其國を輕重するの標準も文物の前後兵備の强弱等に在らずして單に其貧富を見るもの丶如し況んや交際應對の巧拙に於てをや東洋の人が禮と盡すも深く喜ぶに非ず禮を失へばとて中心に怒るに非ず西洋人の眼中には東洋の文物兵備見るに足る者なし其文、事ぶに足らず其武、憚るに足らず其非禮も咎るに足らず唯東洋諸國を見渡して何れの國と商賣したらば利益あるべきやと其利益の大小を胸算して輕重の品評を下だすのミ例へば今日本支那朝鮮の三國と并べて西洋人々之に對する交際は何れか最も大切なるやと尋れば支那に對するの交際と重んずると盲はずして明なり朝鮮の小弱にして不文なるは論外にして之を擱き文事武備の點に於て日本と支那とを比較すれば世界萬目の視る所にて先づ日本に指を屈せざる者なしと雖ども國交際の輕重を吟味する時は西洋各國何きも皆支那の交際を重んじて日本をば却て其亞流に置くは何ぞや西洋人が支那に對する商賣の利害は甚だ重大にして日本の商賣の比に非ざればなり例へば支那人が外交事件に就て西洋の國を敵とするとあるも容易に兵端を開くとなく假令へ一國が之を開くも他の一國は之を傍觀する歟、然らざれば陰に支那の便利を助ることもあるべし如何となれバ西洋人が支那人を親愛するにも非ず敬畏するにも非ざれども其商賣の關係廣大繁多にして支那國の治亂は直に西洋諸國人の利害に影響を及ぼして兵端一度び開くときは支那の物產を輸出せんとする者は其路を塞がれ支那人へ物を賣らんとする者は忽ち得意を失ひ其損害を蒙る者西洋諸國中に少なからざる其上に從前の取引約條等に就て入組たる貸借差引も一時の騷擾の爲に紛亂して容易ならざる困難を致す可ければなり之を今日我日本に對する貿易の有樣に比すれば同日の論に非ず今之と數に就て云はんに千八百八十四年の調査に支那の海關輸出入物の金額ハ一億九千百六十五萬圓餘にして日本ハ輸出入の高と六千二百萬圓に足らず且支那には雲南地方、露西亞ハ邊境等に陸上の貿易も少なからざる事なれば其大數を我貿易高に比して三倍よりも多し即ち西洋の人が支那に利する丶利は三にして日本に利するの利ハ一なるが故に彼等が日支兩國人に對する交際の重量も正しく三と一との相違を爲して支那の交際を重んずること三なれば日本の交際と輕んずることは一なる可し人間世界の錢は以て禮理を生じ以て人情を生じ以て德義を生ずるの靈物にして其錢に因て錢に支那國あれば其國人の權利を助くるのみならず情と以て之と憐み德義と以て之を庇護するの重さも亦日本に對するものに比して三倍の相違なきを得ず人事の表面より見れば義を先にして利と後にし錢の多少と云はずして智德の前後を論ずるもの多しと雖ども此主義は稀に一個人の私に行はる丶のみにして苟も其人を集めて一社會と爲し一國と爲して全體の働を視察すれば人間萬事錢のため先に運動せざるもののなきが如し西洋諸國の人が日本の交際と重んせざるも亦謂れなきに非ず近くは今回長崎事件の如き諸外國人の意見は未だ詳に知らざれども今後その樣子を見たらば亦以て鄙言の中るか中たらざるかと證するに足るものある可しと我輩は刮目して之を見る者なり

右の所記事實は相違なきに於ては我日本國人が國の文明の尙未だ幼稚なると悲ひ、文事未だ進まず武備未だ足らざるが故に外國人の輕侮未だ免かれず、自國の國權未だ振はずとて日夜苦心して止まずと雖ども其然る所以は差向きの處にて文にも在らず武にも在らず唯錢これが原因たるのみ如何となれば錢に薄祿なる國の交際は西洋人の重んせざる所にして時としては其國人と輕侮し其國權を無頓着に附することも自然の道理なればなり左れば今この輕侮を免かれて苟も自國の權理と伸べんとするには我國人が殖産の道に志して外國の貿易を盛大ならしむるの外は妙手段ある可らず我れに餘るものを出して足らざるものを入れ有餘いよ〳〵多ければ不足を覺ることも亦いよ〳〵甚だしく出入共にいよ〳〵增加するは即ち外國貿易の增大しするものにして其增大するに從ひ外國人が日本の貿易に利害を感ずるの熱度も亦一層の高さと加へ假令へ其本心は日本を重んぜざるも自家の利害の重きが爲めに日本の交際と名けて重しと言ざるを得ず唯これと口に言ふのみならず實際に當りて暗々裏に我外交の圓滑を祈り假令へ有形の力と以て之を助けざるも德義上に應援を貸さ可きは論を俟たずして明かなり即ち利益より德義と生ずるものにして之を今世の人事に徵して爭ふ可らざるの事實なり我殖産漸く進歩して我貿易日に繁昌して日本國は恰も東洋貿易の富源なりと認めらる丶に於ては外國の應援は之を求めざるも彼れより來て應ぜ可し國權重からざらんと欲するも得べからざるなり外國交際は臨賓相半すと云ふと雖ども實の利益を外にして成るものなる可らず宴席茶話の間に一個人の歡心と買ひ以て外交と維持せんとするが如きは我輩れ取らざる所なり

## 官報

○警察令第十八號
警察令ニシテ特ニ施行期日ヲ揭ケサルモノハ發布ノ翌日ヨリ起算シ七日ヲ以テ施行期日トス
明治十九年十月十四日　警視總監三島通庸

○東京府令第三十七號
東京府令ニシテ特ニ施行ノ期限ヲ揭ケサルモノハ發令ノ翌日ヨリ起算シ七日ヲ以テ施行ノ期限トス
明治十九年十月十四日　東京府知事高崎五六
（以上本年十月十四日官報）

○陸軍省令甲第三十九號別册（前號の續き）
○第百五十六條　近衛都督ハ本營各部並ニ後備諸隊ノ人員ヲ算定シ近衛各隊長ノ報告ヲ合セ之ヲ近衛副官ニ下付スヘシ○第百五十七條　鎭臺司令官ハ本營各部並ニ後備諸隊ノ人員ヲ算定シ各隊長ノ報告ヲ合セ之ヲ鎭臺營所後備軍司令官（營所後備軍司令官ニハ營所司令官ヲ經テ）ニ下付シ又分營ニ召集スヘキ人員ハ鎭臺又ハ營所後備軍司令官ヨリ同地ノ府縣駐在官ニ下付スヘシ但豫備役及ヒ後備軍軀員人名ハ召集スヘキ鎭臺營所及分營ニ別チ之ヲ下付スルコト本條ニ同シ○第百五十八條　鎭臺營所後備軍司令官ハ本營各部並ニ各隊所要ノ人員ニ基キ充員名簿先着ノ順序ニ從ヒ戰時定員ニ充足スヘキモノト補充隊ニ充ツヘキモノトヲ明瞭ニ區別シ置キ若シ補充隊人員平時（砲兵ハ戰時）ノ定員ヨリ寡少ナルトキハ入營延期ノ者又ハ補充員若クハ第一豫備徵員ヲ以テ之ヲ塡補シ置クヘシ但分營所在地ニ在テハ同地ノ府縣駐在官本條ノ事務ヲ處辨スヘシ○第百五十九條　前條ノ所要ニ充ツヘキ人員ハ別ニ規定スル所ノ豫備役兵不應徵員見込ノ計算ニ基キ豫備役兵員ノ種類每ニ其所要人員ノ幾分ヲ加ヘ置クヘシ○第百六十條　鎭臺營所後備軍司令官ハ每年四月二十日ニ現在スヘキ近衛歸休兵並ニ豫備役後備役兵人員ヲ豫算シ兵種及ヒ種類ヲ分チ二月十三日迄ニ又十一月二十日ニ現在スヘキ該人員ヲ豫算シ兵種及ヒ種類ヲ分チ九月十五日迄ニ近衛副官ニ通知スヘシ○第百六十一條　鎭臺營所後備軍司令官並ニ分營所在地ノ府縣駐在官ハ第百五十八條ノ事務處辨ノ後充員及後備軍所要人員豫定表（第十一樣式）ヲ作リ二月十三日及ヒ九月十五日迄ニ之ヲ鎭臺ニ差出シ鎭臺ニ於テハ初度ノ分ニ限リ軍管ニ取纏メ三月十日迄ニ之ヲ陸軍省ニ差出スヘシ「近衛副官ハ前項ニ準シ近衛所要人員豫定表（第十二樣式）ヲ作リ初度ノ分ニ限リ近衛ヨリ之ヲ陸軍省ニ差出スヘシ但補充隊人員平時（砲兵ハ戰時）ノ定員ヨリ寡少ナルトキハ入營延期ノ者又ハ補充員若クハ第一豫備徵員ヲ以テ之ヲ塡補シ置クヘシ

四　雜例

○第百六十二條　鎭臺ニ於テハ豫メ鎭臺下營所及ヒ分營所在地若クハ近衛兵集合地ニ兵員ヲ召集スヘキ場所ヲ定メ置クヘシ但近衛兵集合地ハ別ニ之ヲ指示ス○第百六十三條　鎭臺營所後備軍司令部及ヒ分營所在地ノ府縣駐在所ニ於テハ豫備役後備軍軀員兵員召集ノ發令後其召集地ニ參着迄ノ日數ヲ豫定スル爲メ召集布達兵員到着日數表（第十三樣式）ヲ作リ之ヲ備置クヘシ○第百六十四條　郡區役所ニ於テハ充員若クハ後備軍召集ノ令ヲ戶長ニ達スル爲メ又豫備役軀員若クハ後備軍軀員ニ召集令狀ヲ配達スル爲メ豫テ所要ノ脚夫ヲ定メ置クヘシ○第百六十五條　郡區役所ニ於テハ每年五月十日十一月十日調ヲ以テ其管轄內歸休兵並ニ豫備役後備軍軀員兵員ニ要スル召集旅費ヲ計算シ召集旅費概算表（第十四樣式）二通ヲ作リ同月卅日迄ニ一通ハ地方廳ニ差出シ一通ハ金庫國庫金取扱所或ハ同出張場又ハ現金支拂所ニ送付スヘシ○第百六十六條　地方廳ニ於テハ前條ノ召集旅費概算表ヲ取纏メ各郡區分ケニシテ之ヲ一表ニ作リ每年六月廿日及ヒ十二月廿日迄ニ陸軍省ニ差出スヘシ○第百六十七條　戶長役場ニ於テハ充員若クハ後備軍召集ニ當リ歸休兵並ニ豫備役後備役兵員ニ召集令狀ヲ配達スル爲メ豫テ所要ノ脚夫ヲ定メ置クヘシ
（樣式略す）　（完）
（本年十月九日官報）

## 雜報

○朝鮮の硝子及マッチ製造所　朝鮮にて嚮きに西洋人を雇ひ硝子並にマッチ製造所を京城に設けさる由なりしが右製造所も今度支那人が買受け機械等は一切天津へ持行く筈なりといふ

○西班牙の騷動　西班牙の都府マドリット府に於て去る九月十日の夜同府に屯營せる兵隊が革命の兵を擧んとを企てたるも其謀略の拙劣なりしが爲先其企を遂る能はずして唯一場の一揆騷動にて終りたる其模樣を聞くに同夜ギルブラス屯營の步兵一大隊は其隣邸なる騎兵屯營との境壁を打毀して同營に闖入し騎兵二大隊と結合して革命の兵を擧んことを計りたるに步騎兩隊の士官は全力を盡し此擧を思ひ止まるべしと說諭したれども右の內三百名の兵卒は少しも士官の說諭を聞入れざるのみならず剩へ數人の士官を毆打して三名に傷を負せ頓て右の暴兵は二隊に分れて屯營を出で一隊はフラトロ公園に屯集せる二千の兵隊と聯合するの目的にて同所へ赴き他の一隊は人民を煽動して此擧に加入

せしめんとて「共
をむ口を極めて罵
たり折しも芝居
る時なれば人々の
止するに至り如
に馳せ集りたる
戰慄せざるは寡
及び兵營を取ら
に嚴重に其防衛
防衛兵の爲めに
も更に相集りて
巳に暴兵の形勢
ば直に兵を南部
々に擊ち取りハ
暴兵のアルカラ
と探知し別に兵
るもの多くして
中の戰爭にては
隊の將官一名打
ヲディ將軍の殺
みたるに由ると
カンパにして最
の府民は多く暴
と九月廿日マド

○巨大な輕氣球
世界第一と稱す
造の槪畧を聞く
球の大さは十五
るべく頂上より
度る時ハ百十九
トあり又籠は周
にして十五人を
る由なるが同氏
り大西洋に至る
りといふ元來バ
經驗ある人にし
航してウヰナタ
て若し空中適宜
時間一百英里）
し左れども大陸
て大困難を與ふ
常に風勢の方向

○染物の試驗
共進會染物の部
國輸出に適する
工ハ昨今頻りに

○羽二重金巾の
極度に達しゝ
反に付二錢五厘
二錢五厘位の沒
染色は忽ち現ま
ば少しく沁に
錢の品は一反の
は四十五六錢及
晃角下直と競く
二錢五厘の上に
に同品の需用は
も右品物を取扱
は一千萬反以上
も足らざる姿に
れば冬物の裏地
年は是非とも取
事あれば昨今府
せんと種々考案

○京橋區の面積